介護職員等による喀痰吸引等
（たんの吸引等）

認定特定行為業務従事者の手引き

提出先・お問い合わせ先

【 1・2号 】大分県福祉保健部高齢者福祉課　介護保険推進班
☎ 097-506-2696

【 ３号 】大分県福祉保健部障害福祉課　自立・療育支援班
☎ 097-506-2749

大分県HP：たん吸引　キーワードを入れる

目次

1.　認定について　……　1
2.　対象者による分類　……　1
3.　たんの吸引等研修　……　2
4.　実施可能な行為　……　2
5.　経過措置対象者　……　2
6.　申請等手続きについて　……　3
7.　認定の取消・業務停止について　……　5
8.　別紙　……　6

認定特定行為業務従事者の手引き

1.　認定特定行為業務従事者の認定について

介護職員等がたんの吸引及び経管栄養（以下､｢たんの吸引等｣）を実施するには､｢登録研修機関」が行なうたんの吸引等研修（第１号・第２号・第３号研修）を修了し、県から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける必要があります。

なお、認定証の交付を受けて認定従事者となった介護職員等がたんの吸引等を実施するには、所属する施設又は事業所が登録特定行為事業者として県に登録していなければなりません（法第 48 条の 3)。

2.　対象者による分類

（1）特定の者対象

特定の者対象研修（第３号研修）とは、利用者とのコミュニケーションなど、利用者と介護職員との個別的な関係性が重視されるケースに対応するものであり、具体的な障害の例としては筋萎縮性側索硬化症（ALS）又はこれに類似する神経・筋疾患、筋ジストロフィー、高位頸髄損傷、遷延性意識障害、重症心身障害等が考えられます。

なお、大分県では人工呼吸器装着の部位を対象とする行為については、機器の取扱を含め個別性が非常に高いため第３号研修を必須としています。

主な受講対象者は、居宅介護や障害者支援施設、特別支援学校等で特定の者に対してたんの吸引等を実施する介護職員等です。

（2）不特定多数の者対象

上記 (1) 以外の場合で、基本的に複数の介護職員等が複数の利用者に対してたんの吸引等を実施する場合、不特定多数の者対象研修（第１号･第２号研修）の受講対象者となります。

※大分県における研修区分の取扱については別紙を参照してください。

3.　たんの吸引等研修

研修内容は以下のとおりです。登録研修機関にて実施します。

研修課程	基本研修		実地研修
	（講義）	（演習）	
第１号研修	50 時間	○たん吸引及び経管栄養の全ての行為　各５回以上 ○救急蘇生法　１回以上	たん吸引： ・口腔内　10 回以上 ・鼻腔内　20 回以上 ・気管カニューレ内部　20 回以上 経管栄養： ・胃ろう又は腸ろう　20 回以上 ・経鼻経管栄養　20 回以上
第２号研修			上記のうち任意の行為
第３号研修	8 時間	○シミュレーター演習　1 時間 ○現場演習（※） 一連の流れが問題なくできるようになるまで繰り返し実施	特定の者が必要とする行為について、指導看護師等による評価により、問題ないと判断されるまで実施 （連続２回全項目が「手順通り実施できる」となること）

4.　実施可能な行為

たんの吸引等研修により修得された特定行為が可能となります。

研修課程	対象者	修得できる行為
第１号研修	不特定多数の者	たん吸引：口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部 経管栄養：胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養
第２号研修		上記のうち任意の行為（1～4 行為）
第３号研修	特定の者	上記のうち特定の者が必要とする行為

5.　経過措置対象者

経過措置対象者に係る申請については、変更届出を除き新規申請の受付はしていません。

※経過措置及び現行の制度で認定証を交付されている方は、速やかに経過措置の認定証を発行元の課あて返却してください！

6.　申請等手続きについて

（1）認定特定行為業務従事者証の交付の申請

【必要書類】

書類名	様　式	備　考
認定特定行為業務従事者認定証交付申請書	第 4 号様式	第１号・第２号修了者（不特定の者対象） ※経過措置対象者が第１号・第２号研修を修了した場合も新規申請になります。
認定特定行為業務従事者認定証交付申請書	第 4 号様式の 2	第３号修了者（特定の者対象） ※新たな対象者への実地研修を修了した場合も新規申請になります。 ※経過措置対象者が第３号研修を修了した場合も新規申請になります。
社会福祉士法及び介護福祉士法附則第４条第３項の各号の規程に該当しない旨の誓約書	第 4 号様式の 3	
住民票の写し		発行日から 6 ヶ月以内の原本 **※マイナンバーの記載がないもの** （第３号の場合、有効期間内の住民票の提出を別途している場合はコピー可）
喀痰吸引等に関する研修修了証明書		研修修了証明書の原本（実地研修の修了を証明するもの）

（2）認定の変更・辞退の届出

【必要書類】

<table>
<tr><th colspan="2">書類名</th><th>様　式</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="4">氏名変更の場合</td><td>認定特定行為業務従事者認定証変更届出書</td><td>第 7 号様式</td><td></td></tr>
<tr><td>認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書</td><td>第 8 号様式</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名変更がわかる書類
（住所変更があった場合）</td><td></td><td>・戸籍抄本（発行から 6 ヶ月以内の原本）又は身分証明書（運転免許証等コピー可）
※マイナンバーの記載のないもの
※変更前と変更後の両方の内容の記載があるもの
・住民票の写し（発行から 6 ヶ月以内の原本）又は身分証明書（運転免許証等コピー可）
※マイナンバーの記載のないもの
※変更前と変更後の両方の内容の記載があるもの</td></tr>
<tr><td>認定特定行為業務従事者認定証</td><td></td><td>原本</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">住所変更の場合</td><td>認定特定行為業務従事者認定証
変更届出書</td><td>第７号様式</td><td></td></tr>
<tr><td>住所変更がわかる書類</td><td></td><td>住民票の写し（発行から６ヶ月以内の原本）又は身分証明書（運転免許証等コピー可）
※マイナンバーの記載のないもの
※変更前と変更後の両方の内容の記載があるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="5">特定行為の追加等書換の必要がある場合</td><td>認定特定行為業務従事者認定証
変更届出書</td><td>第７号様式</td><td>・第２号研修修了者が第１号研修を修了した場合、又は追加する特定行為の実地研修を修了した場合
・第３号研修修了者が同一の対象者に対する別の行為の実地研修を修了した場合</td></tr>
<tr><td>認定特定行為業務従事者認定証
再交付申請書</td><td>第８号様式</td><td></td></tr>
<tr><td>認定特定行為業務従事者認定証</td><td></td><td>原本</td></tr>
<tr><td>住民票</td><td></td><td>発行日から６ヶ月以内の原本
※マイナンバーの記載がないもの
（第３号の場合、別途有効な住民票の提出をしていればコピー可）</td></tr>
<tr><td>喀痰吸引等に関する研修修了証明書</td><td></td><td>研修修了証明書の原本</td></tr>
<tr><td rowspan="3">汚損又は紛失の場合</td><td>認定特定行為業務従事者認定証
再交付申請書</td><td>第８号様式</td><td></td></tr>
<tr><td>身分証明書の写し</td><td></td><td>運転免許証・健康保険証などの住所・氏名・生年月日が確認出来るもののコピー
※マイナンバーの記載のないもの

登録から住所が変更の場合は上記「住所変更の場合」も併せて申請</td></tr>
<tr><td>（汚損の場合）
認定特定行為業務従事者認定証</td><td></td><td>原本</td></tr>
<tr><td rowspan="2">認定が不要になった場合</td><td>認定特定行為業務従事者認定辞退届出書</td><td>第 11 号様式</td><td>・経過措置対象者が第１号・第２号研修を修了して新たに認定証の交付を受け、経過措置の認定が不要になった場合
・認定を受けた特定行為を行う必要がなくなった場合
（例）特定の利用者の入院・死亡等により行為を行う必要がなくなった</td></tr>
<tr><td>認定特定行為業務従事者認定証</td><td></td><td>原本を必ず発行元の課あて返却すること！</td></tr>
<tr><td>従事者の死亡等の</td><td>認定特定行為業務従事者死亡等届出書</td><td>第９号様式</td><td>ア　死亡又は失踪の宣告を受けた
イ　法附則第 11 条第３項第１号に該当
ウ　法附則第 11 条第３項第２号から第４号のいずれかに該当
※イ及びウは第４号様式の３に示す欠格事由</td></tr>
</table>

	（アに該当する場合） 認定特定行為業務従事者認定証		原本を必ず発行元の課あて返却すること！
	（イに該当する場合） 心身の故障に係る届出	第 9 号様式の 2	心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことが出来なくなった場合
	（イに該当する場合の添付書類） 医師の診断書		

7.　認定の取消・業務停止について

次のいずれかに該当する場合においては、処分を行なうことがあります。

(1) 欠格条項（第 4 号様式の 3（第 5 号を除く））のいずれかに該当したとき
(2) 特定行為の業務に関し不正の行為があったとき
(3) 虚偽又は不正の事実に基づいて認定証の交付を受けたとき

別　紙

（公印省略）

障福第１４６６号
令和４年１月４日

各登録特定行為事業者　代表者
各登録喀痰吸引等事業者　代表者　殿
各 登 録 研 修 機 関　代表者

大分県福祉保健部障害福祉課長

介護職員等による喀痰吸引等における研修区分の取扱の見直しについて

平素から、本県の福祉行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護職員等による喀痰吸引等制度の運用において、本県ではこれまで ALS 等の重度障がい児･者等へのたんの吸引等の実施には特定の者対象の認定を要するとし、第３号研修の受講を案内して参りました。しかし、実地研修が頻回となることに対する受講生や事業者等関係者の経済的・時間的な負担はもとより、利用者本人の身体的負担等を考慮し、研修区分の取扱を下記のとおり見直すこととしますのでご了知いただきますようお願いします。

記

１　変更内容

第１号又は第２号研修修了による不特定多数の者対象の認定により ALS 等の重度障がい児･者に対するたん吸引等の行為を可能とする。また、介護福祉士（注）による行為も同様とする。

ただし、人工呼吸器装着の部位を対象とする行為については機器の取扱を含め個別性が非常に高いため、従来どおり第３号研修を必須とする。

（注：介護福祉士登録証に実施可能なたん吸引等の行為の付記を受けた介護福祉士）

２　適用期日

令和４年１月４日から適用する。

３　留意事項

・不特定多数の者対象の認定により ALS 等の重度障がい児･者等への行為を実施する際には、事前にかかりつけ医等の医療関係者や利用者本人又は家族等と情報共有をして注意点を把握した上で簡易なシミュレーターを利用した現場演習を行なうなど、利用者の個別性を十分に勘案し、かつ安全性を確保した体制で臨むこと。

・ALS 等の重度障がい児･者等に対して第１号及び第２号研修の実施研修評価基準で示す手順での実地研修を実施することは、その個別性に鑑み適当ではないため、同研修の実地研修の対象者とすることは不可とする。

【　補　足　】

（１）たん吸引等研修の区分

〇不特定かつ多数の利用者に対してたん吸引等を実施する場合

・第１号又は第２号研修を受講

〇利用者がALS等の重度障がい児･者等、介護職員との個別的な関係性を重視する場合

・次の①又は②を選択可

①第１号又は第２号研修を受講

（ただし実地研修の対象者は個別的な実施手順を必要としない者とする）

②特定の利用者の必要とする行為について第３号研修を受講

〇利用者が人工呼吸器装着者の場合

・人工呼吸器装着部位への行為については第３号研修を受講

（第１号又は第２号研修修了の認定従事者、又は介護福祉士であっても必須）

（２）認定による実施可能な範囲の区分

〇不特定多数の者対象の認定（第１号または２号研修修了）

・不特定多数の者に対して行為の実施が可能（ALS等の重度障がい児･者等を含む）

・人工呼吸器装着者への行為は不可

〇特定の者対象の認定（第３号研修修了）

・認定を受けた特定の利用者への行為のみ実施可能

・人工呼吸器装着者については認定を受けた特定の利用者への行為のみ実施可能

【問合せ】

大分県障害福祉課 自立・療育支援班

電話：097-506-2731